

平成20年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 平成20年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道敷設事業	平成20年度から 平成21年度まで	300,000千円

平成20年11月26日 提出

さいたま市長職務代理者

さいたま市副市長 小 宮 義 夫